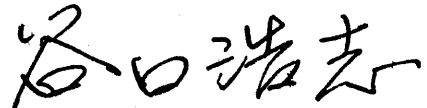


平成 29 年 3 月 27 日

栗東市長 野村 昌弘 様

栗東市空き家等対策検討協議会

会 長



栗東市空き家等対策に係る現状の課題等について（報告）

近年、地域における既存住宅等の老朽化や社会的ニーズ、産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がされない家屋が増加傾向にあり、地域コミュニティの維持や防犯・防災上支障をきたすことが懸念されています。

また、こうした空き家等の中には、適切な管理が行なわれていないため安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたり問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。

栗東市では、こうした空き家等に関する問題について、その対策を計画的に進めるため「栗東市空き家等対策計画」を策定することとし、昨年 10 月 13 日に「空き家等対策に係る現状の課題等」の検討を目的とした「栗東市空き家等対策検討協議会」を設置されました。

本協議会においては、統計資料や実態調査、所有者意向調査等から空き家等の分布状況や管理状況等を把握し、空き家等対策に係る現状の課題について検討を行いました。

栗東市の空き家率は、県内の他市町に比べ最も低い値となっており、空き家等の対策について特に急を要する状況にはありません。

今日までの空き家等に関する行政への相談は、敷地内の樹木や雑草等の管理が適正にされていないことによるものが年間数件あり、個別に条例等で対応されており防災や防犯、衛生、景観の観点から問題となる管理不全の空き家等は、比較的少ないと考えられます。

しかし、人口は増加傾向にあるものの、少子高齢化や核家族化は年々進んでおり、これらに起因した空き家等の増加により問題の顕在化が懸念されることから、空き家等対策に係る現状の課題等について以下の通りとりまとめたので報告します。

空家等に関する現状の課題

① 少子高齢化の進行と高齢者世帯の増加について

栗東市の人口・世帯数は、昭和 40 年代に大きく増加し、その後も増加傾向にあり、平成 27 年国勢調査では、人口は、66,749 人、世帯数は、24,592 世帯となっており、65 歳以上の高齢者の割合は、17.6%で、その割合は調査ごとに増加しています。

世帯構成についても平成 22 年調査から 65 歳以上を含む世帯が急激に増加し、高齢者の単身・夫婦世帯も増加しています。

栗東市の人口ビジョンでは、平成 52 年には 65 歳以上の割合が 22.7%に増加すると予測され、少子高齢化の進行による高齢者の単身・夫婦世帯の増加は、空家発生 の 要 因 とな り、管 理 不 全 に よ っ て 問 題 が 発 生 す る リ ス ク も 高 ま る こ と が 懸 念 さ れ、将 来 を 見 据 え た 管 理 不 全 空 家 の 発 生 予 防 に つ い て 意 識 啓 発 等 が 重 要 と な り ます。

② 住宅の老朽化について

昭和 40 年代に大きく増加した世帯が居住する住宅は、現在築後 40～50 年が経過し、老朽住宅の急増が懸念されます。

老朽住宅の増加は、築年数の経過による老朽化に起因する問題や、管理不全状態の空家等の増加につながり、住宅の部分的な破損や樹木等の管理不全、害虫の発生、不法投棄、火災等様々な問題が発生するリスクも高まります。

こうした住宅の流通や建替え、リフォーム等を促進するためのニーズの把握や情報提供が重要となります。

③ 空家等実態調査結果について

今回の実態調査により空家と判定した 275 戸の分布状況について、区域区分別に見ると、212 戸 (77.1%) が市街化区域、63 戸 (22.9%) は市街化調整区域内にあります。

市街化調整区域の空家等の利活用については、法的な制限など十分考慮しながら進めていく必要があります。

また、学区別の空家等の分布については、人口・世帯数が大きく増加した昭和 40 年代に開発された住宅団地のある学区で、空家数・空家率とも高くなっており、学区ごとの特性についても把握する必要があります。

次に、空家等の所有者（納管人）の居住地は、半数以上が市外に居住されており、日常の管理に支障をきたすことが懸念されます。

現地調査では、空家等の多くは有効活用可能状態で適正に管理がされていますが、危険度調査では、外壁の一部に破損、崩れが見られるものや屋根の瓦やトタン板等に剥がれが見られる空家等があり、危険性の高いものについての対応も必要となります。

④ 空家等所有者意向（アンケート）調査結果について

今回の所有者意向調査から空家等の適正な維持管理について、所有者等の半数が居住地が遠方であることや高齢であること、経済的負担等が大きいなどの理由から難しいと感じています。

空家等の利活用については、所有者等の6割以上が希望していますが、有効活用を支援する情報提供や専門家のアドバイス等、相談体制の整備を望む声も多くあり、また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の認知度も低いことから、管理不全空家等の発生予防や、適正管理、活用・流通等の対策に向けて、将来に備えた意識啓発、相談窓口の設置、情報提供等の取り組みが必要となります。

最後に、空家等の適正な管理について、一義的には所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提となりますが、空家等対策計画の策定については、管理不全の空家等の発生の抑制や空家等所有者をはじめ市民への情報提供、空家等を地域資源としての有効活用等について、地域特性等に応じたきめ細かな対策となるよう努めると共に、対策計画の推進が図れる体制整備も含めた計画とされ、今後の空家等対策を推進することを求めます。

栗東市空き家対策検討業務報告書概要版

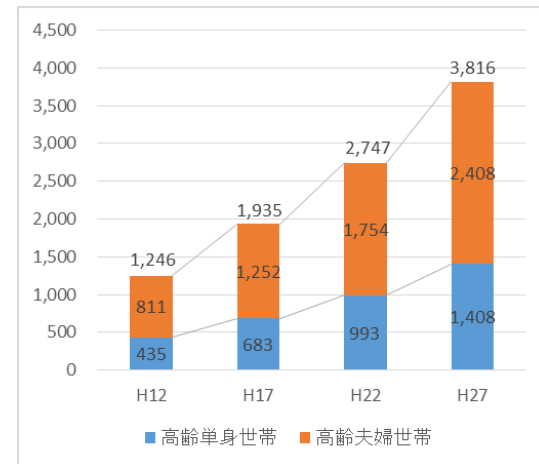
1. 業務の目的

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定する「空家等対策計画」を策定するにあたり必要となる現状把握（空家等の分布状況や管理状態、空家等所有者の管理に関する意向等）を行い、空家等に関する現状と課題について整理・検討することを目的としています。

2. 統計調査等から見た空家の現状

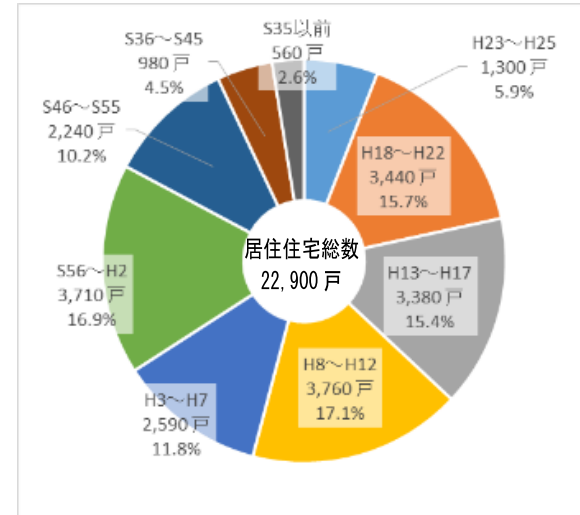
①人口・世帯数等

- 栗東市の人口・世帯数は、昭和40年代に大きく増加し、その後も増加傾向にあり、平成27年の国勢調査によると人口66,749人、世帯数24,592世帯となっています。
- 65歳以上の高齢者の割合は、増加し続けており、平成27年時点では17.6%となっています。また、65歳以上を含む世帯のうち、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯が増加し続けており、平成27年時点では高齢単身世帯1,408世帯、高齢夫婦世帯2,408世帯、合計3,816世帯となっており、10年間でほぼ倍増しています。



②住宅・土地統計調査

- 空家数は、平成10年から平成20年まで増加していましたが、平成25年には2,150戸となっており、平成20年と比較して710戸減少しています。
- 空家率は8.5%で滋賀県内市町の中で最も低くなっています。
- 「腐朽・破損あり」の住宅の割合は、居住住宅よりも空家の方が高くなっており、また、建築時期が古いほど高くなっています。
- 居住住宅について、築年数が35年を超える昭和55年以前に建築された住宅は3,780戸、17.3%となっており、今後10年経過すると、建築年数が35年以上を経過する平成2年以前に建築された住宅は、全体の1/3を超える（滅失がないと仮定した場合）ことが想定され、「腐朽・破損あり」の住宅が増加する懸念があります。



3. 実態調査から見た空家の現状

- 平成25年自治会の協力を得て実施した空家調査を基に現地調査を行なった結果、224戸を空家と判定しています。また、今年度9月に自治会に再調査を行い、空家候補として280戸の報告を受け、その後、解体及び入居のあった5戸を除く、275戸について水道の開閉栓状況等から空家と判定しています。このため、空家は51戸増加しています。
- 学区別に見ると、葉山東学区が最も多く69戸、金勝学区37戸、治田学区35戸となっています。また、金勝学区、大宝東学区では、市街化区域内よりも市街化調整区域内の空家が多くなっています。
- 空家所有者（又は納税管理者）の所在地について見ると、市内123件44.7%、県内72件26.2%、県外80件29.1%となっています。
- また、空家総数275戸について、現地調査により危険度調査を行っています。その結果、「6. 特に問題はなさそうな空家」が244件（戸）であり、多くは有効活用可能な空家ですが、「1. 外壁の一部に破損、崩れが見られる空家」16件、「2. 屋根の瓦やトタン板等に剥がれが見られる空家」16件、「3. 窓台、物干し、バルコニーに崩れが見られる空家」5件、「4. 塀が道路側に傾いている空家」3件あります。学区別には、葉山東学区で最も多く10戸、次いで金勝学区7戸となっています。

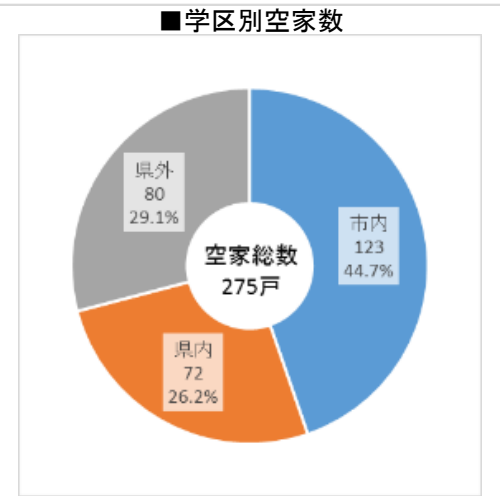
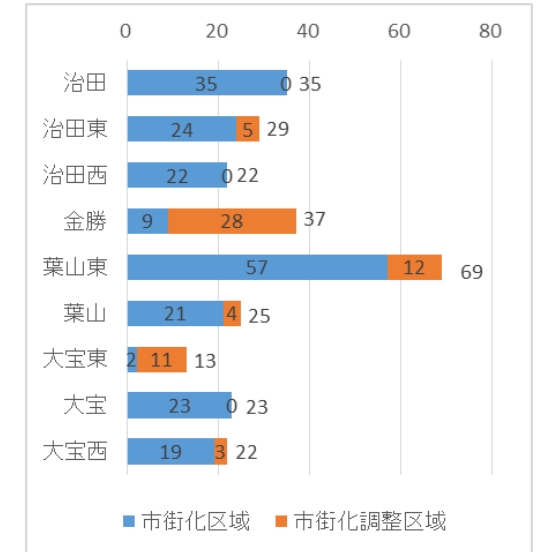
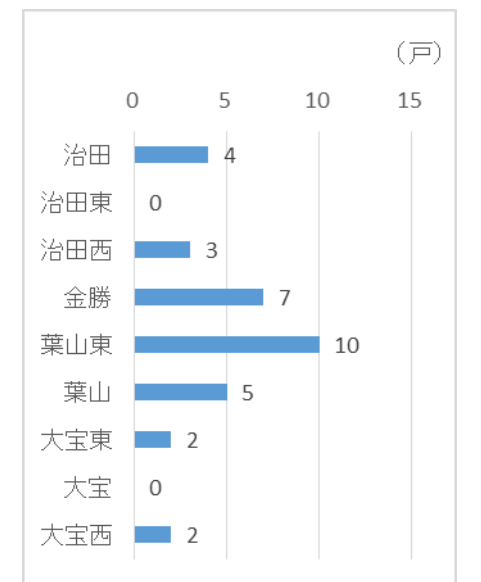


表 危険度調査の結果

危険度の状況	件数
1. 外壁の一部に破損、崩れが見られる	16
2. 屋根の瓦やトタン板等に剥がれが見られる	16
3. 窓台、物干し、バルコニーに崩れが見られる	5
4. 塀が道路側に傾いている	3
5. 建物が明らかに傾いている	なし
6. 特に問題はなさそうである	242
計	282

※空家総数275戸となっていますが、複数の項目に該当する物件があり、件数で表示しています。



4. 空家等所有者アンケート調査の結果

- 市内の空家等実態調査において把握した空家と思われる建築物275戸のうちの253戸を対象として、所有者又は納税管理者に対して、郵送によるアンケート調査を実施しました。
- 166件の回答があり、回収率は65.6%となっています。市が行っている郵送によるアンケート調査の中では回収率が高くなっています。また、送付先別の回収状況は、市内63.9%、県内61.3%、県外71.1%となっており、県外が高くなっています。

①利用状況

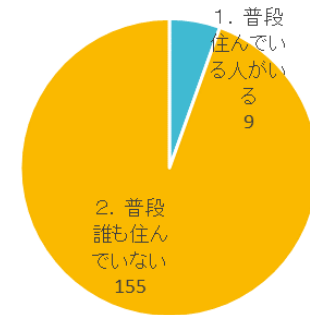
- 普段住んでいる人がいるかの質問に対しては、「1. 普段誰も住んでいない」が92.8%であり最も多くなっています。
- 空家の現在の利用状況として、「特に利用していない」が最も多く、次いで「倉庫・物置など」、「週末や休暇時に利用する別荘や、たまに寝泊まりするセカンドハウス」の順で多くなっています。
- 空家になる前の利用としては、「親や親族が持ち家として居住していた」40.7%、「自らが持ち家として居住していた」37.3%が多くなっています。
- 建物の状態は、「すぐにでも住むことができる」51.7%、「多少手直しすれば住むことができる」29.3%、「かなり手直ししなければ住むことは難しい」19.0%となっています。

②維持管理の状況

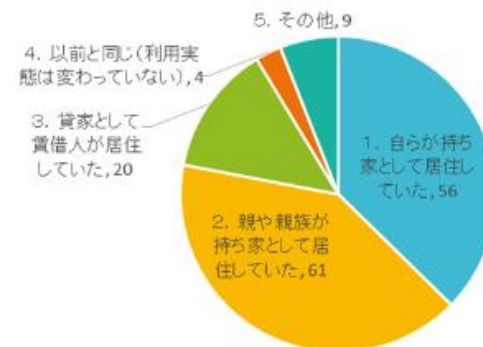
- 建物や樹木・雑草等空家の維持管理者は、「納税されている方」61.3%、「納税されている方以外の家族」20.0%、「家族以外の親族」9.3%となっています。
- 維持管理に訪れる頻度としては、「月に1回以上」が最も多く32.2%、「2～3ヶ月に1回」までの定期的な頻度は64.4%となっています。26.0%が「1年に数回程度」の頻度となっています。

● アンケート調査票の回収状況

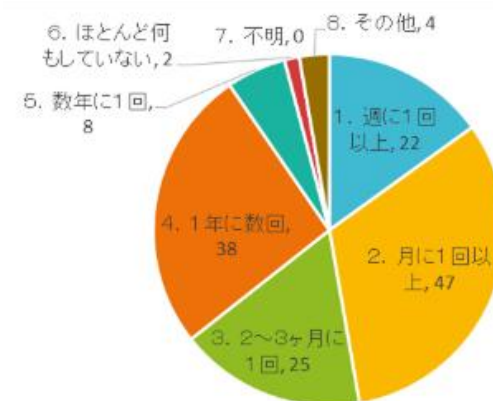
配布数	253通
回収数	166通
回収率	65.6%



■ 普段住んでいる人の有無

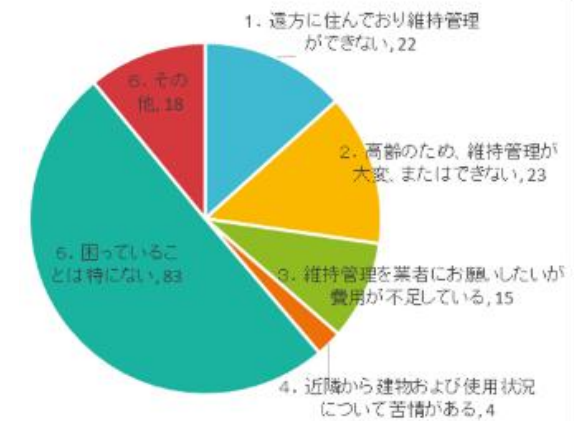


■ 以前の利用形態

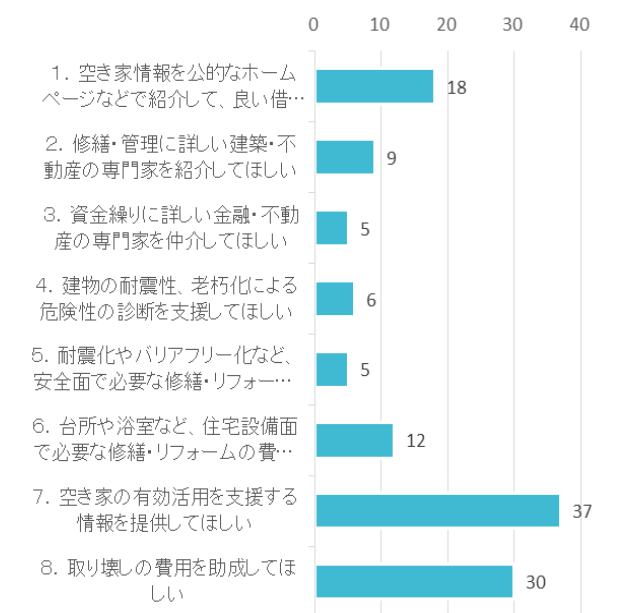


■ 維持管理の頻度

- 空家の維持管理面で困っていることとしては、「困っていない」の回答が最も多く50.3%となっています。一方で、「高齢のため、維持管理が大変、またはできない」が23件、「遠方に住んでおり維持管理ができない」22件、「維持管理を業者をお願いしたいが費用が不足している」が15件あり、維持管理面で困っている状況も見受けられます。



■ 空家の維持管理の面で困っている点



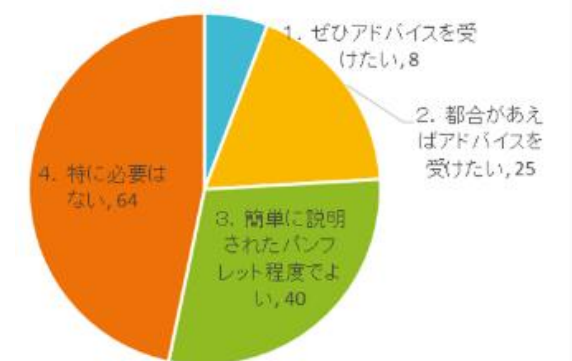
■ 空家を利活用する上での必要な支援

③利活用の意向

- 空家や跡地の利活用の意向については、「具体的な予定はないが、将来的には利活用したい」38.3%、「条件次第で利活用したい」26.2%となっています。
- 利活用する上での必要な支援として、「空家の有効活用を支援する情報を提供して欲しい」、「空家情報を公的なホームページなどで紹介して、良い借手を手介して欲しい」など相談サービス等の充実を求める意見が多くなっています。また、「取り壊しの費用の助成」や、「修繕やリフォーム費用の助成」など助成措置の充実を求める意見もあります。
- 一方、「利活用したくない、もしくはできない」21.3%となっています。その理由として、「今後、自分または身内が活用する可能性がある」、「仏壇など守るべきものが残っている」、「資産として保有していきたい」などが挙げられています。

④その他

- 空家特措法について、「法律の内容についてよく知っている」5.0%、「法律の内容についてある程度知っている」22.1%の合計27.1%であり、残り72.9%の方が名前程度の認知度であり、空家所有者の中での認知度が低くなっています。
- 空家に関する専門家のアドバイスについて、「ぜひアドバイスを受けてみたい」8件、「都合があればアドバイスを受けてみたい」25件の合計33件(24.0%)のニーズがあり、対応が必要であると考えられます。



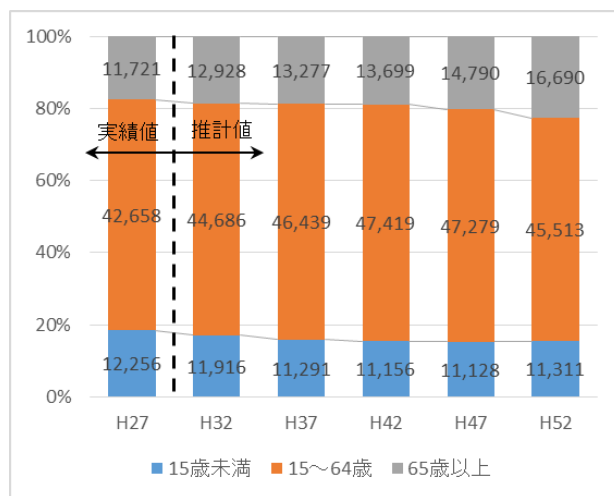
■ 空家等についての専門家のアドバイスの必要性

5. 空家等に関する課題

- 本市の空家率は、住宅・土地統計調査から平成 25 年時点で 8.5%と滋賀県内で最も低い値となっており、空家等に関する行政への相談についても年間数件であり、防災や防犯、衛生、景観の観点から問題となる管理不全の空家等は、比較的少ないと考えられます。
- しかしながら、現時点で空家に関する問題は顕在化していませんが、今後の課題として以下の点が挙げられることから、空家等の発生や管理不全の予防に重点を置いた対策を計画的に進める必要があります。

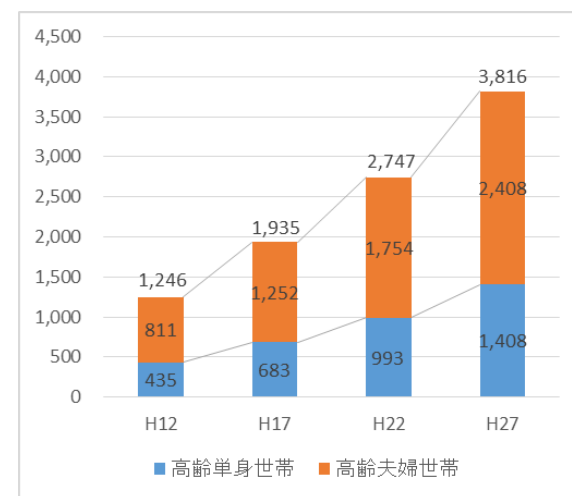
① 少子高齢化の進行と高齢者世帯の増加について

- 65 歳以上の高齢者は、平成 27 年では 11,721 人（17.6%）でしたが、人口推計では、平成 52 年には 16,690 人（22.7%）に増加すると予測されており、実数では 4,969 人増（1.42 倍）となっています。
- また、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯が増加し続けており 10 年間でほぼ倍増しています。高齢者の増加に伴い、今後も高齢単身世帯、高齢夫婦世帯が増加し続けることが予想されます。
- 少子高齢化の進行と高齢者のみの世帯の増加に伴い、空家の増加が予想されるため、将来を見据え管理不全空家の発生予防について啓発等による意識付等が重要となってきます。



■年齢階層別人口推計

資料：国勢調査、
栗東市人口ビジョン（H28.3）



■高齢単身世帯高齢夫婦世帯の推移（資料：国勢調査）

② 住宅の老朽化について

- 本市では昭和 40 年代に世帯数が急増しています。これらの世帯が居住する住宅は、現在築後 40 年から 50 年経過していることになるため、今後、老朽建築物や空家が急増することが懸念されます。
- 老朽建築物や空家の増加は、管理不全状態の空家の増加につながり、建築物の部分的な飛散・破損・腐食、又は倒壊、雑草・樹木等の管理不全、不法投棄、害虫の発生、防犯・防災、火災等様々な問題が発生するリスクも高まります。
- また、空家でない居住中の建築物においても、築年数の経過とともに、老朽化に起因する問題や居住者の高齢化の問題とあわせて、建築物の管理不全によって問題が発生するリスクも高まること懸念されます。

③ 空家等実態調査結果について

- 空家総数 275 戸の内、212 戸（77.1%）は市街化区域内にありますが、一方、63 戸（22.9%）は市街化調整区域内にあります。
- 本市の人口・世帯数が大きく増加した昭和 40 年代に開発された住宅団地のある葉山東学区で空家数が多く、空家率も高くなっています。
- 空家所有者又は納税管理者の所在地を見ると、市内 123 戸（44.7%）、県内 72 戸（26.2%）、県外 80 戸（29.1%）となっており、半数以上が市外に居住されている方であり、日常の管理面において、何らかの支障をきたすことが懸念されます。
- 現地調査による危険度調査の結果、その多くは有効活用可能な空家ですが、「1. 外壁の一部に破損、崩れが見られる空家」16 件、「2. 屋根の瓦やトタン板等に剥がれが見られる空家」16 件、「3. 窓台、物干し、バルコニーに崩れが見られる空家」5 件、「4. 塀が道路側に傾いている空家」3 件あり、これらについての対応が求められています。

④ 空家等所有者アンケート調査結果について

- 空家の維持管理面で困っていることとしては、「遠方に住んでおり維持管理ができない」22 件（13.3%）、「高齢のため、維持管理が大変、またはできない」が 23 件（13.9%）、「維持管理を業者をお願いしたいが費用が不足している」が 15 件（9.1%）となっており、アンケート調査に回答した空家所有者の 36.4%が維持管理面で困っている状況が見受けられます。
- 空家を利活用する上で必要な支援として、「空家の有効活用を支援する情報を提供して欲しい」、「空家情報を公的なホームページなどで紹介して、良い借手を手を仲介して欲しい」など相談サービス等の充実を求める意見が多くなっています。
- また、空家に関する専門家のアドバイスについて、「ぜひアドバイスを受けたい」、「都合があればアドバイスを受けたい」などのニーズもあり、相談体制の充実を検討することが必要となっています。
- 今後、老朽建築物や空家が急増することが懸念される中、空家特措法の認知度も低く、空家発生の予防対策、適正管理、活用・流通対策に向けて、将来に備えた意識啓発、情報提供が必要です。

栗東市空家等対策協議会

組織編成の方針

1. 取組み経過

- 平成28年度、空き家等対策検討協議会を設置し、空家等対策に向けた調査を実施するとともに、既存の制度や現状の課題等について検討された。
- 同検討協議会は、平成29年3月27日付けにて最終の協議会を開催し、空家等に関する現状の課題を報告されるとともに、今後の空家等対策の推進を提言された。

年 度	取組み概要	備 考
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 空き家等対策検討協議会（任意協議会）設置 空家等対策連絡会議（庁内10課）設置 空家カルテ・マップ作成（自治会再調査、所有者意向調査）等 	

2. 設置目的

- 本協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）に基づき、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、本市による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために設置する。
- 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

3. 組織編成に向けた基本方針

（1）設置根拠の考え方

- 法第6条に定める「空家等対策計画」の策定に向け、法第7条による協議会を設置する目的で、設置要綱を定める。
- 本協議会において、「空家等対策計画」策定に向けた協議・検討を踏まえ、協議会が所掌する役割を整理するなかで、必要に応じて条例や規則の制定も検討する。

（2）協議会の組織

- 協議会の組織については、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）では、次のように記載されている。

基本指針（抜粋）

（2）協議会の組織

市町村は、法第7条に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための「協議会」を組織することができ、その構成員としては「市町村長（特別区の区長を含む。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。」ものとされている（同条第2項）。

協議会の構成員として、具体的には弁護士、司法書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士の資格を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究家、大学教授・教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消防職員、道路管理者等公物管理者、まちづくりや地域おこしを行うNPO等の団体が考えられる。これに加え、都道府県や他市町村の建築部局に対して協力を依頼することも考えられる。

- 基本指針や、平成28年度に設置した「空き家等対策検討協議会」の委員構成を参考として、表1（空家特措法、国の基本指針からの対応方針案）のとおり推薦依頼等を行う。

(3) 予算措置

- 事業コード 市営住宅管理経費 (0877)
- 予算措置 款：土木費 (08)、 項：住宅費 (06)、 目：住宅管理費 (01)、
節：報償費 (08)、 細節：報償費 (01)
- 予算額 239,000円
【内訳】 会長： 1名 (5,600円) × 4回
委員：10名 (5,400円) × 4回

(4) 組織編成における留意事項

■市民参画と協働の推進

- ・空家等対策計画の策定に向けては、特定空家等の選定基準等の専門的な見地からの協議、検討を進めるとともに、空家等対策の推進に向けては、基本方針にも定められたとおり、まちづくりや地域おこし等の見地からの協議、検討を合わせて進める必要がある。
- ・このため、市民参画と協働によるまちづくり推進条例の趣旨に基づき、公募委員を加える。

■女性委員の積極的な登用

- ・各種関係団体等への委員の推薦依頼にあたり、女性活躍の視点を重視するとともに、関連計画の趣旨に則り、女性委員の積極的な推薦を依頼する。(目標は構成の3割)

■内部体制の強化

- ・平成28年度、内部検討組織として空家等対策連絡会議を設置し内部調整等を進めてきたが、更なる連携強化を図る必要があるため、連絡会議を構成するチーム員に関して、所属長としての課長級職員を中心として構成するものとする。

【変更前】 課長補佐級、係長(主幹)級、主査級職員

【変更後】 所属長としての課長級職員を中心とし、課長補佐級、係長(主幹)級、主査級職員

4. 平成29年度におけるおもな議論点

- (1) 空家等対策計画の策定
- (2) 特定空家等判定基準の策定
- (3) 空家バンクをはじめとする空家予防対策の検討
- (4) その他

5. 定義

「空家等」

建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

「特定空家等」

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

表1 空家特措法、国の基本指針からの対応方針（案）

空家特措法 条文	国の基本指針 文言	対応方針（案）	新規 継続	委員 人数
市町村長 (特別区の区長 を含む。)	道路管理者等公物管 理者	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が委員となることについては、本協議会の運用に向けた日程調整が困難であり、また空家等対策計画の策定プロセスに常に市長が出席することが馴染まない。 ・このため、栗東市を代表する者として、建設部長（空家等対策）、政策監（地方創生対策）に委員委嘱する。 ・なお、栗東市を代表する者として参画するため、本協議会では対等の立場で、協議、検討するものとする。 	新規	2名 ※報償 対象外
地域住民	自治会役員	・栗東市自治連合会に委員を推薦依頼する。	継続	1～2名
	民生委員	・公募委員として2名を募集する。なお、男女共同参画の視点で女性委員を優先する。	新規	2名
市町村の 議会の議員		・議会基本条例に基づき、市長その他の執行機関（本協議会）への委員参画の妥当性について、議会事務局に照会する。	未定	未定
法務	弁護士	・協議会委員ではなく、適宜、法律相談としての顧問弁護士として対応を要請する。	***	***
	司法書士	・滋賀県司法書士会に推薦依頼する。	継続	1名
	不動産鑑定士	・協議会委員ではなく、適宜、不動産鑑定が必要な際、個別相談を要請する。	***	***
不動産	宅地建物取引業者	・公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会に推薦依頼する。	継続	1名
	土地家屋調査士	・滋賀県土地家屋調査士会に推薦依頼する。	継続	1名
建築	建築士	・公益社団法人 滋賀県建築士会に推薦依頼する。	継続	1名
福祉	社会福祉士の資格を有して 地域の福祉に携わる者	・ガイドラインに準拠するとともに、検討協議会からの継続したものであることから、公益社団法人 栗東市シルバー人材センターに推薦依頼する。	継続	1名
文化等に関する 学識経験者	大学教授・教員等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度 空き家等対策検討協議会会長として、継続依頼する。 ・びわこ学院大学客員教授／社会福祉法人 しみんふくし滋賀 専務理事・事務局長 	継続	1名
	まちづくりや地域おこしを 行うNPO等の団体			
	郷土史研究者	・空家活用方策の検討段階において必要に応じた対応とする。	***	***
その他の市町村 長が必要と認め る者	警察職員	・草津警察署（〇〇課）に取組み概要を説明したうえで対応を検討する。	未定	未定
	消防職員	・湖南広域消防局に取組み概要を説明したうえで対応を検討する。	未定	未定
	都道府県や他市町村 の建築部局	・協議会における協議・検討する課題により、必要に応じてオブザーバー委員としての参画を要請するものとし、協議会委員としては位置づけない。	***	***
	その他	・地域経済団体の代表として、栗東市商工会に推薦依頼する。	継続	1名

※平成29年度当初予算により、委員報償の対象者は11名までとする。（行政機関等の委員は委員報償対象外であり委員定数は別に定める）

平成28年度
栗東市空き家等対策検討協議会委員名簿

		所 属 ・ 関 係	備 考
1	たにぐちひろし 谷口 浩志	びわこ学院大学 短期大学部 ライフデザイン学科 学科長・教授	1号委員
2	しみず さとし 清水 憲	栗東市商工会 会長	2号委員
3	にしむら まさゆき 西村 政之	栗東市自治連合会 副会長	2号委員
4	たかの まさかつ 高野 正勝	公益社団法人 栗東市シルバー人材センター 理事長	2号委員
5	かこ こうへい 加古 幸平	滋賀県土地家屋調査士会	3号委員
6	しばはら げこ 芝原 重子	公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会 理事	3号委員
7	きむら さとし 木村 敏	公益社団法人 滋賀県建築士会 理事、「空き家管理等支援委員会」委員長	3号委員
8	つじ かつき 辻 克樹	滋賀県司法書士会 相談事業部長	3号委員

(順不同、敬称略、所属・関係は委嘱時による)

基本指針（抜粋）

(2) 協議会の組織

市町村は、法第7条に基づき、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための「協議会」を組織することができ、その構成員としては「市町村長（特別区の区長を含む。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。」ものとされている（同条第2項）。

協議会の構成員として、具体的には弁護士、司法書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士の資格を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究者、大学教授・教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消防職員、道路管理者等公物管理者、まちづ

平成29年度
(仮称)栗東市空家等対策協議会(法定協議会)委員構成案

		所 属 ・ 関 係	継 続 新 規	備 考
1	たにぐちひろし 谷口 浩志	びわこ学院大学 客員教授 【学識経験者】		内諾済み
2		栗東市商工会へ推薦依頼 【地域経済団体】		
3		栗東市自治連合会へ推薦依頼 【市民代表】		1~2名
4		公益社団法人 栗東市シルバー人材 センターに推薦依頼【福祉】		
5		滋賀県土地家屋調査士会へ推薦依頼 【不動産】		
6		公益社団法人滋賀県宅地建物取引業 協会に推薦依頼【不動産】		
7		公益社団法人滋賀県建築士会に推薦依頼 【建築】		
8		滋賀県司法書士会に推薦依頼 【法務】		
9		公募委員 【市民代表】		
10		公募委員 【市民代表】		
11	伊丹 正治	栗東市市民政策部政策監 【市】		
12	中濱 佳久	栗東市建設部長 【市】		

○市議会議員は、議会事務局に委員参画の妥当性を照会する。
○警察職員、消防職員は、取組み概要を説明したうえで決定する。

平成29年度

「栗東市空家等対策連絡会議」構成担当課（案）

担 当 課	関 連 等	新規 変更
市民政策部 元気創造政策課	総合戦略関係	
自治振興課	自治会関係	
危機管理課	防災・防犯関係	
総務部 総務課	特定空家等に係る法務関係	新
税務課	固定資産税課税標準額の特例関係	
福祉部 長寿福祉課	高齢化問題に係る空家予防関係	新
環境経済部 環境政策課	生活環境・栗東市生活環境保全条例関係	
農林課	空家利活用関係(農林業)	
商工観光課	空きテナント対策、空家の観光活用関係	
建設部 都市計画課	景観関係、立地適正化計画関係	
土木交通課	道路管理者、法定外公共物関係	変更
住宅課	事務局	
上下水道事業所 上下水道課	空家に係る確認書発行事務関係	新
教育部 スポーツ・文化振興課	スポーツ・文化振興に係る空家活用関係	新
以上14課		

注： 構成担当課については、空家等対策計画作成に向けた協議、検討により必要に応じて追加等を要請するものとする。

各競技会場地の内定状況について

○内定済み(第1次、第2次) …… 18競技(正式競技17、特別競技1)

○第3次内定(その1)(案) …… 9競技
(ホッケー、ハンドボール、軟式野球、弓道、山岳、フェンシング、銃剣道、なぎなた、ゴルフ)

No	競技名		第79回国体 会場地				(参考) びわこ国体会場地
			内定時期	市町名	施設名	種別	市町村名
1	陸上競技		H26.5.26	彦根市	(仮称)彦根総合運動公園陸上競技場	全種別	大津市
2	水泳	競泳					彦根市
		シンクロ					—
		水球					長浜市
		飛込					彦根市
3	サッカー	②H28.8.3	東近江市	布引運動公園陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場 総合グラウンド	成年男	水口町、甲西町	
			大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場 伊香立公園芝生グラウンド びわこ成蹊スポーツ大学陸上 フィールド	女子		
			守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	少年男		
4	テニス	②H28.8.3	大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート	全種別	彦根市	
5	ボート	②H28.8.3	大津市	滋賀県立琵琶湖漕艇場	全種別	大津市	
6	ホッケー	③(その1)	米原市	県立伊吹運動場、米原市伊吹第 1グラウンド	全種別	伊吹町	
7	ボクシング	(隔年開催)				能登川町	
8	バレーボール	②H28.8.3	草津市	草津市立総合体育館 野村公園体育館	成年男 成年女	近江八幡市、守山市	
			近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	少年男		
			守山市	守山市民体育館	少年女		
9	競技	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	全種別	栗東町	
	新体操	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	少年女	—	
10	バスケットボール	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	成年男 少年男	大津市	
			野洲市	野洲市総合体育館	成年女		
			草津市	野村公園体育館	少年女		

No	競技名	第79回国体 会場地				(参考) びわこ国体会場地
		内定時期	市町名	施設名	種別	市町村名
11	レスリング	②H28.8.3	栗東市	栗東市民体育館	全種別	甲賀町、信楽町
12	セーリング					大津市
13	ウエイトリフティング					安曇川町
14	ハンドボール	③(その1)	彦根市	(仮称)彦根市新市民体育センター 県立彦根東高等学校体育館 県立彦根工業高等学校体育館 彦根グリーンアリーナ(彦根総合高校 体育館)	全種別	彦根市
			近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	少年団 少年女	
15	自転車	トラック				大津市
		ロード				八日市市、蒲生町、日野町、 永源寺町、愛東町、湖東町
16	ソフトテニス	①H27.8.31	長浜市	長浜市民庭球場	全種別	長浜市
17	卓球	②H28.8.3	野洲市	野洲市総合体育館	全種別	草津市
18	軟式野球	③(その1)	近江八幡市	近江八幡市立運動公園野球場	成年男	近江八幡市、守山市
			草津市	草津グリーンスタジアム		
			守山市	守山市民球場		
			甲賀市	甲賀市民スタジアム		
			東近江市	ひばり公園湖東スタジアム		
			日野町	大谷公園野球場		
19	相撲	①H27.8.31	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	全種別	日野町
20	馬術					栗東町
21	柔道	②H28.8.3	長浜市	木之本運動広場体育館	全種別	木之本町
22	ソフトボール	②H28.8.3	東近江市	布引運動公園多目的グラウンド	成年男	草津市、八日市市
			高島市	今津総合運動公園第2グラウンド	成年女	
			草津市	野村公園グラウンド	少年男	
			守山市	守山市民運動公園ソフトボール場・ 市民スポーツ広場	少年女	
23	フェンシング	③(その1)	大津市	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別	五個荘町
24	バドミントン	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	全種別	大津市
25	弓道	③(その1)	彦根市	(仮称)彦根市新市民体育センター	全種別	長浜市
26	ライフル 射撃	センター・ファイア・ピストル				大津市
		センター・ファイア・ピストル以外				
27	剣道	①H27.8.31	湖南市	湖南市総合体育館	全種別	今津町

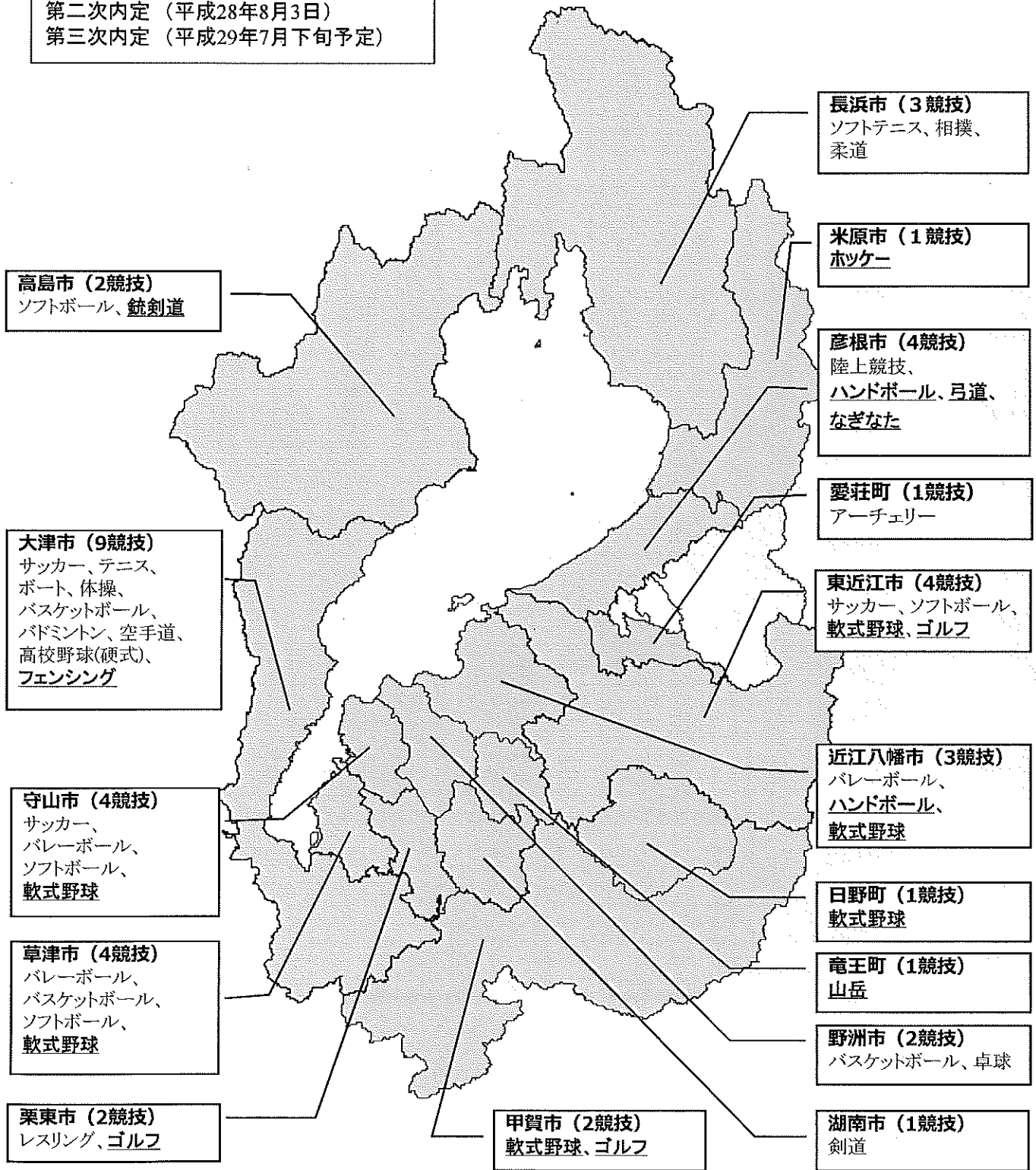
No	競技名		第79回国体 会場地				(参考) びわこ国体会場地
			内定時期	市町名	施設名	種別	市町村名
28	山岳	リード	③(その1)	竜王町	竜王町総合運動公園	全種別	高島町、志賀町、朽木村
		ボルダリング					
29	ラグビーフットボール						野洲町
30	カヌー	スプリント					大津市
		スラローム・ワイルドウォーター					
31	アーチェリー		①H27.8.31	愛荘町	愛荘町スポーツセンター 秦荘グラウンド	全種別	秦荘町
32	空手道		②H28.8.3	大津市	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別	湖東町
33	銃剣道		③(その1)	高島市	新旭体育館	全種別	今津町
34	クレー射撃 (隔年開催)						信楽町
35	なぎなた		③(その1)	彦根市	パナソニック株式会社アプライア ンス社彦根工場多目的ホール	全種別	—
36	ボウリング						—
37	ゴルフ		③(その1)	栗東市	琵琶湖カントリー倶楽部	成年男	—
				甲賀市	ベアズバウ ジャパン カントリー クラブ	少年男	
				東近江市	名神八日市カントリー倶楽部	女子	
38	トライアスロン						—
39	高等学校 野球	硬式	①H27.8.31	大津市	皇子山総合運動公園野球場	—	大津市
		軟式					彦根市

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

2 「山岳」競技については、平成29年4月3日施行の公益財団法人日本体育協会 国民体育大会開催基準要項の改定に伴い、同日から競技名を「スポーツクライミング」に変更する。

会場地市町内定状況 配置図

主会場決定 (平成26年5月26日)
 第一次内定 (平成27年8月31日)
 第二次内定 (平成28年8月3日)
 第三次内定 (平成29年7月下旬予定)



※ゴシック体で下線は、第3次内定(その1)(案)を表す。